

選挙と大学

本年7月10日、参政権年齢が18歳以上となって初の国政選挙が行われた。

今回の公職選挙法等の一部改正（2016年6月19日施行）は、満年齢18年以上20年未満の者が選挙に参加することができるなどするとともに、当分の間の特例措置として選挙犯罪などについて少年法などの適用の特例を設けることを目的として行われている。

報道などではもっぱら高校生の政治参加が取りざたされてきたが、参政権年齢の引き下げで最も大きな変化があるのは、大学1・2年生や短期大学生などである。

教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」、第2項には「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」とある。

学校段階ごとに、どのような教育が求められるのか。中でも、全ての構成員が有権

者となる大学の取り組みはどのようなものなのか。さらに今後、高等教育機関としてどのように取り組むべきなのか。

新制度がスタートした今、法律改正の経緯、大学生・高校生の政治参画や投票への意識、大学の選挙協力はどうかあるべきかなどの観点から、どのような構造的問題があるのかも含めて、全体を俯瞰する。

併せて、私立大学における地域や高等学校との連携方策の現状にも迫り、参政権年齢の引き下げに関連して、大学は新制度とどのように向き合うべきなのかを考える機会としたい。

「そうだ！選挙に行こう！」

18歳選挙権フォーラム」の開催について

吉田 栄司

● 関西大学副学長、社会連携部長

選挙啓発をめぐる大学と行政の連携

木暮 健太郎

● 杏林大学総合政策学部准教授

18歳選挙権と学生の政治意識

井田 正道

● 明治大学政治経済学部教授

期日前投票所の設置について

岡田 隆

● 学校法人松山大学理事、評議員、総務部長

選挙における大学と市の連携

梅村 浩明

● 豊田市選挙管理委員会事務局書記長

※各記事の内容は、執筆時点までの情報を基に執筆されています。

「そうだ！選挙に行こう！18歳選挙権フォーラム」の開催について

吉田 栄司 ● 関西大学副学長、社会連携部長

1 選挙管理委員会からの本学への協力要請

昨秋、大阪府選挙管理委員会（以後、府選挙管理委員会）から、新たに有権者となる大学1・2年生を含む若年層の投票促進のための取り組み「18歳プロジェクト」の一環として、関西大学の教室を会場に、大学生を主たる聴衆に迎え、地域住民にも開放されるシンポジウムを開催できないかとの打診を本学社会連携部が受けた。社会連携部長の立場にある私自身が法学部の憲法担当教員でもあり、投票所を期日前にも提供している本学としても、これを積極的肯定的に受け止め、法学部の公法学系および政治学系の教員と相談し、具体化に向けて動くこととした。

実際には、12月半ば過ぎの土曜午前に、本学社会連携



部と府選挙管理委員会が主催し、本学法学部が共催するフォーラムを、大阪市内に北接する吹田市千里山キャンパス第一学舎内で開催することとなった。関係者間で宣伝用チラシの文面を検討し、以下に紹介する企画内容や登壇者を掲載して、「Got Vote」その一票で未来をつくる」とのキャッチコピーを付した。裏面には「君は知っているかな？選挙クイズ五問」（大阪府の有権者数の規模や期日前投票の時間帯を問う三択問題など）を載せ、会場で20問クイズ集と選挙啓発グッズを配布する旨、また記載5問を含むクイズ集の解答は後日府選挙管理委員会HPに掲載する旨を記し、それを府選挙

管理委員会で8000部作製していただいて学内外に半々を配布した。

当日は、法学部生を中心とする本学の学生と、府内の「明るい選挙推進協議会」メンバーを含む近隣住民などの参加を得て、モニター上映した第二会場への入場者を含め、約550名に一定の情報発信をすることができた。

フォーラムの内容として、まず府選挙管理委員会事務局から、前述のチラシ裏面クイズも参照しながら、今回の選挙権年齢引き下げにもかかわる国政選挙制度の説明がパワーポイントを用いてなされた。次いで、本学法学部の租税法担当教員から、「新しい税制、選ぶのは君たちだ!」と題した小講演があった。「さまざまな法律を作るのは国会という立法機関であり、国会議員を選ぶ有権者は法律内容を左右する力を持っている」という点が強調され、「まだ社会に出ていない学生の皆さんも、現に消費税の納税者でもあるのですから、税金のあり方、公務ないし役所のあり方に、従って国民代表議員の選挙にぜひとも関心を持ってください」との訴えがなされた。

さらに、法学部で政治過程論を担当する教員をコーディネーターとし、同じく現代政治論を担当する教員、文学部で教育人類学を担当する教員、それに年配の本学出身

選挙管理委員をパネリストとして、「若者と選挙について考える」と題するディスカッションを行った。過去の国政選挙における投票率データなどがスクリーンに表示され、その変動の要因や若年層の投票率の低さの原因などにも論及があり、諸外国の選挙制度や運用実態の比較紹介もなされた。それらを踏まえて、選挙管理委員が「他人事と考えず、たったの一票ととらえずに、学生自身若者自身が声を上げて政治に参画し、要求を実現して行ってほしいものです」と呼びかけた。この企画は事前にプレスリリースしていたので、翌日曜日の朝刊に一部報道されている。



フォーラムの様子

2 日常的大学教育等における 主権者教育の必要性

実は、前記フォーラムの最後に、参加学生が「大学の

通常の授業では、学生の身の回りの関心事と選挙がどう関わるのか教えられていない、与えられるのを待つのではなく、学生自らが主体的に学ぶ必要があるのだろうとも思うが、何をどうすればいいのか分からない」という意見を述べていた。

13学部を擁する本学においては、社会科学系の学部、とりわけ法学部や政策創造学部の学生や教員が、人文科学系や自然科学系の学部に所属する学生や教員に、自覚を持って働きかける手立てを講ずべき時機に來たと思われる。学生自らが認識を深めるための自主サークルを作ることそれ自体を支援しつつ、そのような学生の自主活動の場を、ラーニングコモンズの提供などを通じて学内に確保するよう務める必要もあるかもしれない。同時に、全学共通科目と称する教養科目の中の社会科学系科目、とりわけ政治学入門系や憲法を学ぶ系の科目の中に、従来以上に主権者教育的内容をしつかりと位置付け、全学部の1年生に履修を推奨する必要もあるうか。

教育基本法は、「政治教育」に関する14条において、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」とし、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育そ

の他政治的活動をしてはならない」と規定する。2006年12月に教育基本法は大改正されたが、この条項に関しては1947年制定時のものが踏襲されている。大学教員、とりわけ私立大学教員は、相応に学問の自由を前提として任意の教育活動、さらには政治活動を行い得るとはいえ、大学以外のとりわけ公立高校の教員は、「公民教育」ないし「主権者教育」において要請される「政治的中立性」に関し、いかなる範囲ないし程度で受け止めるべきか、相当に悩ましく感じているやに聞く。そのような事態への対応についても、大学教員が一定程度役割を果たす必要があるように思われる。本学の併設高校を含む近隣の高校への出張講義その他の形で、法学部や政策創造学部などの教員が、高校3年生、さらには社会科学教論らへの働きかけを行う機会も追求されて然るべきかと思われる。

3 求められる政治的中立性の意義

「政治教育」とは、いかなる教育として把握されるべきものであろうか。「政治」とは、政治学の対象そのものであり、広辞苑によれば、「人間集団における秩序の形成と解体をめぐる、人が他者に対して、また他者と共に行

う営み。権力・政策・支配・自治に関わる現象」とされる。敢えて要約すれば、「権力現象」すなわち秩序維持強制力に関する諸現象ということになるのか。次に、「国民」は「政治に参与する地位における国民」とされるが、国政参与の意味を受けて国政のあり方の決定権者としての「主権者」にも置き換えられる。従って、「公民教育」とは、当然のことながら参政権者教育つまり日本社会構成員教育であり、まずもって「日本国憲法教育」ととらえ直すべきものといつてよい。なぜなら、教育公務員を含む全公務員が憲法尊重擁護義務（99条）を負っており、私立学校の教員もそれに準ずる限りにおいて、現代の日本社会に生起するあらゆる政治的な問題を日本国憲法に則して判定する能力を、児童・生徒・学生に培わせることがその主眼とされるべきだからである。

憲法の規範内容の理解と憲法現象に関する批判力の向上が目指されるべきであるにもかかわらず、昨今は護憲と改憲の中庸の立場が追求され、現行憲法を講ずること自体が護憲に片寄る限りで教育上扱うべきでないかのような雰囲気、文部科学省や総務省、さらには一部地方公共団体によって広げられている。しかし、教育基本法上、教育従事者に禁じられているのは、選挙における特

定の政党ないし候補あるいは投票における特定の判定事項への賛成または反対の意見表明のみである。

大学はともかく私立を含む初等中等教育学校においては、前記傾向の中で憲法を講ずることそのものについて教員に萎縮傾向が醸成され、政治的中立を害した教員に罰則を科すことが検討されていると聞けばなおさらである。しかし、憲法の専門家の立場にある筆者としては、日本国憲法がドイツ憲法などとの対比において、価値相対主義傾向が強い憲法だということを強調し、「人類の多年に渡る自由獲得の努力の成果である」（97条）という、時間の流れと空間の広がりの中での日本国憲法の存在意義こそ、「公民教育」の眼目とすべきだと強調したい。

国会議員の「選挙」は、今回のフォーラム企画の小講演でも扱われたように、「政治」いい換えれば「税金」の使われ方が「憲法」の実現に添う形となっているか否かを判定し、その実現を促すであろうと自らが判断する候補に投票するという、まさに「主権者」の重要な営みであることを、大学教員は「社会」貢献として訴える必要があるものと思われる。



選挙啓発をめぐる大学と行政の連携

木暮 健太郎

●杏林大学総合政策学部准教授

はじめに

杏林大学は東京都羽村市、八王子市、三鷹市と包括地域連携協定を結んでおり、2013年には「地（知）の拠点整備事業」にも選定された。その関係から、これまでも3市による多様な活動が展開されてきたが、政治学を専門とする筆者のゼミナールでは、羽村市選挙管理委員会との協力のもと、模擬投票をはじめとする選挙啓発を行ってきた。現在、18歳以上への選挙権引き下げに伴い、羽村市だけではなく、八王子市や三鷹市の選挙管理委員会とも協働して活動を展開している。そこで本稿では、これまでの経験を通じて、大学と行政による選挙啓発の意義や可能性について考察したい。

1 大学と行政による選挙啓発

(1) 羽村市の模擬投票

羽村市との繋がりは、包括地域連携事業の一環として2014年から市の産業祭で模擬投票を実施したことがきっかけである。産業祭は毎年10月最後の土・日に開催され、2日間で約9万人が集まる大きなイベントである。もともと小中高生による選挙ポスターの展示が行われていたが、隣接するブースで新たに模擬投票



産業祭での模擬投票

を実施することになった。

羽村市選挙管理委員会による全面的な協力のもと、ゼミに所属する学生のアイデアも生かしながら、小学生向けと中・高生向けの2種類を用意して模擬投票を実施している。小学生向けには市営の羽村動物園から好きな動物を選ぶ選挙、中・高生向けには四つの仮想政党の中から一つを選択する選挙としている。結果として、2014年には610名、2015年には1093名が投票するなど、当初想像していた以上に選挙への関心の高さが見られた。模擬投票の様子については『読売新聞』でも取り上げられるなど、メディアの注目も集めている¹⁾。

初めて投票を体験した児童や生徒からは、「投票が楽しかった」、「投票に対する関心を持つきっかけになった」という感想が多く聞かれた。一緒に訪れた保護者もまた、社会性の高いイベントであるということから、積極的に子どもたちに投票を促す姿があった。

一方、模擬投票に関わった学生からも、模擬投票に向けた準備や当日の運営などを通じて、改めて選挙に対する興味や関心が高まったという意見があった。また模擬投票後には、羽村市明るい選挙推進委員のメンバーを前に、学生による模擬投票の報告があり、その後に委員と学

生とのワークショップを実施した。ワークショップでは、推進委員と学生が同じテーブルに座り、選挙について話し合う時間を設けた。普段は接する機会がないような異なる世代との交流が刺激となり、学生も選挙に対する前向きな気持ちが生えた様子であった。

さらに2015年12月には、東京都立羽村高校において出前授業と模擬投票を実施した。3年生約200名を対象とするイベントで、ゼミの学生が候補者役を務め、それぞれが演説をした後に投票するという内容である。また投票前には、選挙に対するクイズも行いうなど、高校生に、選挙に対す



羽村高校での模擬投票



羽村市明るい選挙推進委員とのワークショップ



八王子「学生天国」での模擬投票

る関心を持つってもらうよう工夫をこらした。大学生の候補者たちは高校生にとつて身近なテーマを選択し、まずは自らの意思で選択することの体験を目指した。参加した高校生からは、「それぞれの政策を自分なりに比較して投票した」、「候補者の政策だけではなく、人柄も重視した」といった意見もあり、まさに選挙を模擬的に体験する場となったようである。

(2) 八王子市の模擬投票

2016年5月には、羽村市と同様に本学と地域連携協定を結んでいる八王子市の選挙管理委員会による協力

のもと、「学生天国」という大学生が主体となつて行われるイベントで模擬投票を行った。当初、来場する学生に向けた選挙啓発を主な目的としていたが、残念ながら投票者の多くは小子どもか、あるいは高齢者であった。この結果は、参加した学生たちが危機意識

を持つきっかけとなり、「想像していた以上に若年層が選挙に関心を持っていない」、「せめて自分たちは投票に行かなければ」と考えるようになったという。

選挙啓発に学生が関わることには、さまざまな意味がある。ゼミでは国政選挙の出口調査も実施しているが、そこでも学生たちは投票所にやってくる若年層が少ないことを実感している。こうした実体験を通じてしか学べないことも多く、より深いレベルの意識改革に結び付けるためにも、学生を主体とする選挙啓発活動が必要であるといえる。

(3) キャンパス内での模擬投票

国政選挙では、本年夏の第24回参議院議員通常選挙から18歳への選挙権引き下げによる選挙が実施されることを受け、本学の井の頭キャンパスにおいて模擬投票を実施することとなった。期間は6月29日～7月1日の3日間、架空の3政党から一つを選ぶ選挙である。図書館とカフェテリアの2カ所に投票箱を設置して投票を行う。対象は医学部、保健学部、総合政策学部、外国語学部に所属する1・2年生とした。学内で模擬投票を行うことは、本学でも初の試みである。

今回の模擬投票では、三鷹市から模擬投票用の投票用紙、八王子市からは選挙啓発用のペーパーナプキンを提供していただき、羽村市からは投票用の記載台をお借りすることとなった。今後は、包括地域連携協定を結ぶ3市の選挙管理委員会と共に、大学での選挙啓発について、さらに多くの活動を行っていきたいと考えており、今回の模擬投票は、いわばスタートアップとして位置付けている。

(4) 選管職員とのワールドカフェ

さて、こうした模擬投票も選挙啓発にとって不可欠であるが、より幅広い視点で選挙への関心を高める必要がある。そこで2015年11月に、日常的に接する機会はないと考えられる選挙管理委員会に所属する職員と学生との「ワールドカフェ」を実施した。ワールドカフェとは、近年、新しい対話の場として注目を集める手法であり、カフェにいるような雰囲気ですべての参加者と対話することを可能とするような、ある種のワークショップである。

このワールドカフェには、八王子、立川、青梅など9市区町の選管職員16名が参加し、木暮ゼミの学生を加え

た約40名が集まった。ワールドカフェのテーマは、「なぜ若者は選挙に関心がないのか」に始まり、次に「どうしたら若者が選挙に行くのか」といった内容とした。大学生と改めて選挙について語る場をもった選管の職員からは、「選挙に対する若い人たちの本音を聞けた」、「思った以上に学生が多くのアイデアを持っており、刺激を受けた」といった意見があった。⁴

2 大学生の意識変化

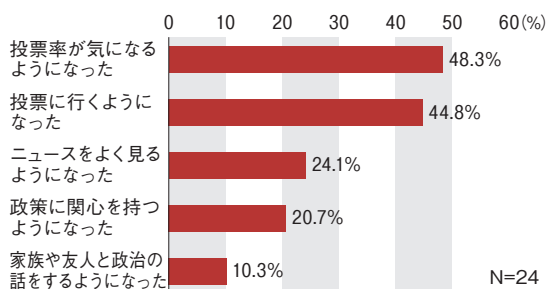
ゼミに所属する学生たちは、模擬投票だけではなく、国政選挙における投票所の出口調査を実施してきた。また選挙前には、学生に対する政治意識調査と分析も行ってきた。こうした活動から、学生は何を感じてきたのであろうか。ここでゼミに所属する学生を対象としたアンケートの結果を簡単に紹介したい。

まず、「選挙啓発などの活動を通じて、選挙への関心が

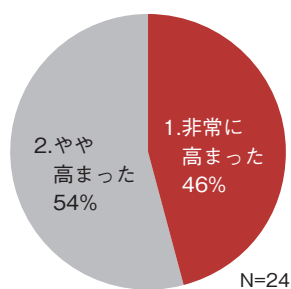


選管職員と大学生とのワールドカフェ

図表2 選挙啓発を通じた変化（複数回答）



図表1 選挙啓発を通じた選挙への関心



図表3 模擬投票などに参加した学生の意見・感想

学年	内 容
2 年生	ゼミで模擬投票に関わり、また選挙管理委員会の職員の方と話す機会が増えていく中で、「選挙に行く意味」を自分の中で考えるようになった。
2 年生	模擬投票を通じて、若者が選挙に参加してもらうには何が必要なのか、どんなことをすれば良いのかと考えるようになった。
3 年生	授業でも「シルバーデモクラシー」という言葉を聞いていたが、実際に出口調査に関わってみて若年層の投票率の低さを実感し、危機意識を持つようになった。
3 年生	模擬投票を経験して、改めて若者の興味関心の無さを感じた。次の選挙の時、少なくとも自分は絶対に投票に行こうと決めた。
4 年生	若者の選挙や政治に対する関心が低いことを深刻な問題として捉えていなかった。ゼミで出口調査や模擬投票などを経験し、解決すべき重要な課題だと認識し始めた。
4 年生	大学生の政治意識調査では、自分の一票に力がないと考える学生が多いことが分かった。選挙の意味や役割を考えるためにも、選挙啓発の活動に自ら関わることに意味があると感じた。

高まったか」という質問に対しては、全員が「高まった」と回答している（図表1）。どのように関心が高まったのかという点に関して見ると、例えば「出口調査から、若年層が投票所に来ないという現実を目の当たりにし、危機意識を持った」という意見や、「模擬投票を通じて、どのような工夫が投票率を上げるために必要なのか考えるようになった」といった意見があった（図表3）。

若年層の投票率の低さをリアルに体験し、問題意識が生まれ、具体的にどうすべきなのかを考える。これは、座学を通じて得られるものではなく、実体験を通じてしか獲得できない知識や経験である。実際、選挙啓発活動を通じて、どのような変化があったかという質問に対して、多くが「投票に行くようになった」、「投票率が気になるようになった」と回答している（図表2）。大学生が選挙啓発活動に関わることは、実は自らの選挙に対する意識を変えることにつながるといえるだろう。

3 学びの場としての選挙啓発

最後に、これまでの活動から得られた知見について紹介したい。第一に、選挙啓発活動では、とりわけ行政との連携が必要だという点である。過去数年にわたり行ってきたゼミのさまざまな活動は、行政によるサポートがなければ成立しなかった。もとより、選挙管理委員会に所属する職員は、選挙事務だけではなく、投票率の向上や若年層への啓発活動に携わっており、ノウハウも蓄積されている。とはいえ、模擬投票のように実際の現場に出て活動するのは、「若者」である大学生のほうだが、若年層にとって身近な存在として受け入れられやすい。また、選挙職員と大学生との交流そのものがお互いにとって刺激となり、新たなアイデアが生まれる傾向もある。選挙啓発活動は、大学と行政との効果的な連携をもたらしやすいテーマだといえる。

第二に、選挙啓発活動に大学生が関わることで自体に深い意味があるという点である。活動後にゼミ生たちから寄せられる意見や感想には、必ず、「体験して分かったこと」が含まれている。自分たちと同じ世代の投票に対する関心の低さは、ある種の「鏡」となって、自らを省み

る契機となる。そこで初めて、「どうすれば若者は投票に行くのか」を真剣に考えるようになる。もちろん、こうした活動は学生に限定されるものではなく、今後は高校生や大学生が行政と連携しながら活動を展開していく必要もあるだろう。

若年層の投票率を上げるといふプロジェクトを通じて、大学生に新たな「学びの場」が提供されつつある。実はこうした試みにこそ、やや大げさかもしれないが、大学の未来を考えるための「種」があるのかもしれない。

●注

1 「小中学校生向け模擬選挙 きょう・あす羽村市産業祭で」『読売新聞』2015年10月31日朝刊。

2 「羽村高で模擬選挙 市選管 杏林大生も協力」『読売新聞』2015年12月22日朝刊。

3 学生天国での模擬投票の様子は、八王子市の広報誌でも取り上げられた。「特集 18歳選挙権 一票に未来を託して」『広報はちおうじ』2016年6月1日号、4―5頁。

4 「投票率アップ若者視点で 多摩地区選管と大学生意見交換」『読売新聞』2015年11月25日朝刊。「若者の低投票率、学生と話し合う 羽村市選管など」『毎日新聞』2015年11月25日朝刊。

18歳選挙権と学生の政治意識

井田 正道

● 明治大学政治経済学部教授

1 18歳選挙権導入の経緯

2015年の通常国会で公職選挙法の改正が決定し、本年6月から18歳以上の者に選挙権が付与されることとなった。18歳選挙権の導入に関しては、2000年前後から主要メディアなどで主張されるようになり、2002年には住民投票で初めて18歳投票が行われた（秋田県岩城町）。

そして、2007年に成立した日本国憲法の改正手続きに関する法律（「国民投票法」）において、投票年齢を原則18歳以上と定め、その前提に18歳選挙権の検討が盛り込まれたことにより、選挙権年齢引き下げの流れが一気に進んだ。しかしながら、その後は成人年齢との適合性の問題などに手間取り、18歳選挙権を政権公約とした

民主党政権の下でも実現は見送られた。そして、2014年に改正国民投票法が国会で可決されたことにより、2018年6月からの国民投票における18歳投票権が確定したことも18歳選挙権導入を促進した。

成人年齢との関係に関して、日本国憲法第15条第3項では、「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」と規定されており、仮に成人年齢が引き下げられることになれば自動的に選挙権年齢も引き下げられることになる。しかし、この規定が未成年者の参政権を禁止するものではなく、民法の成人年齢を引き下げることなく、選挙権年齢を引き下げることが可能とされている。とはいえ、法制審議会は「特段の弊害がない限り、選挙年齢と民法の成人年齢とは一致していることが望ましい」としていた。けれども、成人年齢の引き下げに踏

み切ると18・19歳が悪徳商法などに巻き込まれる可能性が増大することもあり、また、世論も18歳成人制に対して抵抗感を示していたため、結果的に初めて未成年にも選挙権を付与することとなったのである。

2 今回の引き下げ理由の特質

2000年前後から引き下げが主張されるようになった理由は、主として次の3点にあった。①すでに世界の国々の多くが18歳選挙権を採用しており、選挙権年齢を20歳以上としている国はもはやごく一部ではないこと、②わが国の人口構造は少子高齢化が進行しており、未来を担う若者の選挙結果に対するインパクトが低下傾向にあり、その結果、政治家はますます「票になる」高齢者の利益を優先する傾向になる恐れがあり、次世代にツケを残す政策を選択しがちになること、③早い時期から政治参加の機会を与えることにより、若者に対する政治教育の効果や公共意識を育む効果が期待されること、であった。

ただ、近年は人口学的観点からの主張である②の理由が強調される傾向にある。確かに、2000年代に入ってから日本社会の少子高齢化はスピードアップしており、

高齢者割合は2000年には17%台であったのが、2013年には25%へと上昇している。むしろ、20歳以上の有権者に占める高齢者割合はもっと高く、従って選挙における若年層の存在感は薄くなるばかりである。加えて、政府の借金は増大し続け、財政問題の注目度の上昇や年金不安も増している。このような少子高齢化に対する対応という理由は、1970年前後に欧米先進諸国で18歳選挙権が導入されたときにはみられなかった視点である。

しかしながら、全有権者に占める18・19歳の年齢層の割合は今やおよそ2%でしかなく、その年齢層の投票率が低ければ、選挙結果に及ぼす影響力はさらに微少になる。そして、若年層の投票率は中高年層に比して大幅に低いという状況にある。

従って、2015年6月に18歳選挙権導入が国会で決定された後の注目点は、主として若者に対する政治社会教育に移っている。特に、従来の公民教育や市民教育という言葉に代わって、「主権者教育」という言葉が注目されるようになってきた。文部科学省によると、主権者教育には高等学校における出前授業の実施などが含まれ、大学においては、入学時のオリエンテーションなどの機会を通じた学生などに対する啓発活動や、大学への期日

前投票所の設置などが挙げられている。ただ、主権者教育の場としてメディアなどで取り上げられているのは、新たに有権者が発生する高等学校教育に集中しているようだ。

3 アメリカの大学で目にした光景

筆者は2012年3月から2014年3月まで、米国の大学に客員研究員として在籍していた。2012年は大統領選挙の年であり、キャンパス内では有権者登録の勧誘の光景をしばしば目にした。日本と異なり、米国では自ら有権者登録を行わないと選挙権が発生しないからである。有権者登録の勧誘をしているのは、たいてい民主党の団体であり、「大学生には民主党支持者が多いので、民主党の団体が熱心なのだ」という説明も現地の学生から受けた。また、期日前投票 (early voting) の投票所も大学内に設置されており、寮生活を送る学生にとって投票しやすい環境となっていた。加えて、投票日の前月に実施されるテレビ討論会の際には、図書館の一室で討論会を視聴し、大学で公共政策を教える教員が討論会の解説をするというイベントも行われていた。

それに比べると、日本では大学と選挙との関わりが弱



大学内に設置された期日前投票所の案内と選挙運動看板
(米国ノースカロライナ州・デューク大学・2012年10月撮影)

い。もとより、日本ではアメリカのように自発的登録制度を採用しておらず、選挙権年齢に達した住民は選挙人名簿にオートマティックに登録される。したがって、そもそも学内で有権者登録を呼びかける必要はない。また、米国の大統領選で重要な選挙イベントとして定着しているテレビ討論会も、日本ではイベントとして定着していない。とはいえ、国際比較の視点からすると、米国は日本と同じく若者と高齢層の投票率の差が大きいほうに位置し、米国の学生に聞いても、「今のアメリカの大学生は政治に対する関心はあまり高くない」という答えが返ってきたことも付け加えておきたい。

4 学生の政治意識調査から

筆者は今まで、大学生や短期大学生の政治意識調査を何回か行っている。短期大学に関しては埼玉県にある短期大学で1990年代前半に行い、回答者の大半が女子学生であった。その時は「あなたは政治に関心があるか、ないか」を二者択一で質問し、「ある」と回答した学生には「どのような点に特に関心があるか」、「ない」と回答した学生には「なぜ関心がないのか」を自由回答形式で答えてもらった。

アンケート調査を行った時期は今から20年以上前になるが、若者の政治的無関心は1970年代中盤からしばしば指摘されるようになっており、無関心世代としては同一のグループに入るとみてよいだろう。つまり、若者の政治的無関心はここ40年ほど指摘され続けている現象である。また、若者の無関心が指摘されるようになった時期は、「一億総中流」という言葉に象徴される日本人の生活の「豊かさ」が広く認識されるようになった時期であり、また戦後の平和が30年継続した時期であった。このような時代背景が若者に社会変革の意識を薄れさせ、政治への関心を低下させる方向に作用したといえる。今日、「一億総中流の崩壊」や「格差社会」が注目されているものの、「一億総中流」の根拠となった「国民生活に関する世論調査」では、国民の9割が中流意識を抱いている状況が続いている。

短大生調査に話を戻そう。政治に関心が「ある」と回答した者と「ない」と回答した者はほぼ半々であった。「ない」と回答した学生の理由については、大きく分けて次の三つのパターンがみられた。

第1は、「知識があまりにもなさすぎるので理解できない」「政治は難しすぎるので、自分の理解を超える」とい

うように、政治理解の不足を理由とする回答である。

第2は、「政治家が悪いことばかりしているので、あまり関心がない」「難しく、汚れた社会のように感じられるから」「自分の意見は通らない」というような政治不信や無力感を理由に挙げるものだ。

第3は、「身近に感じられない」「特別自分に関係しないから」「自分とどこかで必ず関わっているだろうけど、それが目に見えないから」というように、政治との関係性が分らないとするものであった。

政治的無関心の類型に、伝統的無関心と現代的無関心という分類がある。伝統的無関心とは、政治参加が一部の階層に限定されていたときに広くみられた無関心で、政治的無知を伴い、政治は自分とは関係ないとする感覚からくる無関心である。他方、現代的無関心とは政治の重要性を認識し、政治に関する知識もありながら政治に対する傍観者的な意識を指す。現代的無関心が生み出される背景には、政治社会の巨大化・複雑化がある。ただ、若者の無関心の中には現代的無関心だけではなく、伝統的無関心も混在していることがこの調査結果からもうかがえる。

図表は、2006年に筆者が行った明治大学生調査の

結果を示す（1～4年生対象、調査方法…集合調査法、調査結果の分析は拙稿「大学生の政治観に関する分析」『Informatics』Vol.2, No.2, 2009年、所収）。質問項目の政治関心度については「非常に強い関心がある」を1、「全く関心がない」を7として、7段階の中から自分の位置を答えてもらった。自分の生活と政治にどの程度の関わりがあるかについては「非常に強い関係がある」を1、「全く関係はない」という場合は7、政治満足度と生活満足度に関しては「おおいに満足している」を1、「おおいに不満である」を7として自分の位置を回答しても

	政治関心度	生活と政治	政治満足度	生活満足度
	関心高	関係強	満足	満足
1	16.6	5.0	0.0	8.3
2	34.0	8.7	4.1	20.3
3	29.0	22.4	6.6	22.4
4	7.9	19.9	29.9	20.3
5	6.2	22.4	27.0	14.9
6	5.0	17.8	20.3	10.0
7	1.2	3.7	12.0	3.7
	関心低	関係弱	不満	不満
1～3	79.7	36.1	10.8	51.0
5～7	12.4	44.0	59.3	28.6

らった。

図表に示すように、関心度については約8割が1～3と回答しており、この結果を見る限り、関心度自体は決して低くない。生活と政治との関係性については、関係性が弱いと感じている学生が半分近くに達している。また、政治満足度に関しては約6割が不満と回答しており、政治に対して不満を抱いている学生が少なくない一方、生活満足度に関して不満を抱いている学生は3割弱にとどまるという結果であった。このデータからすると、学生の政治的関心は決して低くはなく、生活には満足しているものの政治には不満感を抱いているということになる。

大学生の投票率データは存在していないが、若年層の選挙投票率については、総務省が発表している年代別投票率が参考になる。同データによると、1967年の総選挙における20歳代の推計投票率が67%であったのに対して、2014年の総選挙では33%と半減している。

若者が選挙に行かないのは、「一票を入れたところで何も変わらない」という感覚を抱いていることが原因であるとする説明がよくなされる。これは政治的有効感の低さということができるが、それは若年層のみならず、投

票率がより高い中年層でも共有されている。

例えば、NHKが2013年に実施した全国調査によると、出生年別に見て政治的有効性の感覚が最も低いのは1969～1983年生まれであり、それより若い年齢層は有効感がむしろ高い(NHK放送文化研究所編『現代日本人の意識構造「第8版」』NHK出版、2015年)。若者が投票に行かないのは、無力感というよりも、わが国の複雑な政党政治状況のなかで、選択に必要な知識の習得に時間がかかるということ、および若者の高い生活満足度を背景に、政治を変えたいというパッションが弱いことが原因であると考ええる。

主権者教育の第一の目標は、ただ投票率を上げることではなく、政治的リテラシーの優れた有権者の育成にあるべきである。とはいえ、政策中心の選挙を目指して多くの政策領域を理解させようとすると、「政治は難しすぎる」という感覚を抱かせる恐れがある。若者に比較的関心の高い領域に絞って理解を深める機会を設け、その学習過程で政治との関わりを感じさせることが大切である。そのためには高大連携なども検討に値するといえよう。



期日前投票所の設置について

岡田 隆

●学校法人松山大学理事、評議員、総務部長

はじめに

松山大学は1923年創設の松山高等商業学校を出自とし、松山経済専門学校、松山商科大学を経て、1989年に現在の松山大学と改称し、今日に至っている。5学部5研究科を擁する四国における中規模大学で、学生数は約6000名であるが、その約7割は地元愛媛県出身者で占められている。

本学は、2013年7月に実施された第23回参議院議員通常選挙において、全国の大学では初となる期日前投票所（以後、投票所）をキャンパス内に設置した。また、これ以降の地方選挙や国政選挙などにおいても投票所を学内に設置。設置回数は5回を数え、多数の学生および松山市民が投票に訪れた。本稿では、投票所設置に至っ

た経緯や選挙の結果（効果）、広報活動、および今後などについて述べる。

1 投票所設置の経緯

2013年4月に松山市選挙管理委員会（以後、選管）から、本学キャンパス内に投票所設置の打診があった。若者の投票率の低下が問題視される中、選管ではさらなる投票率向上のための環境づくりや効果的な啓発活動が必要と考えており、学生が選挙をより身近に感じる環境を作り、政治に対する関心を喚起するために、本学内の施設を投票所として借用したいというものであった。

この選管の意向を受け、常務理事会において検討を行った結果、本学学生が選挙や政治に一層関心を持つてくれれば、また大学周辺には高齢者も多く、本学に投票所を

設置することによって、大学周辺の有権者の方々の便宜を図ることができればよいと考え、正課・正課外活動やほかの学内行事などに影響がないことを確認の上、投票所の設置を了承した。その場所として、本学の同窓会事務室が置かれている「温山会館」^{おんざんかいかん}の1階ロビーを有料で貸し出すこととなった。

なお、当初、選管からは前述の参院選挙に続く松山市議会選挙や松山市長選挙・愛媛県知事選挙についても借用の意向が寄せられていたが、常務理事会としては、直近の参議院議員通常選挙の結果を見極めた上で、改めて貸出の検討を行うとしたことを付記する。

2 第23回参議院議員通常選挙の結果

本学における期日前投票者数の合計は652人（学生以外の松山市民を含む）となり、20～22歳の投票者数は211人（松山市全体では1204人）となった。前回（2010年）の参議院議員選挙と年代別の比較をした場合、松山市全体では20歳代前半の投票率のみが、他の年代では減少している中で2・72ポイントの増加となった（図表1）。（投票者数などのデータは選管が提供）。

この結果を受け、前述の地方選挙以降も、学内投票所

図表1 参議院議員通常選挙（2013年7月）年代別投票者について（選挙区）

年代別投票率の比較について（投票区抽出）

年 代	2010 参議院	2013 参議院	増 減
20歳代前半	26.52%	29.24%	2.72
20歳代後半	33.02%	29.25%	-3.77
30歳代前半	40.15%	35.47%	-4.68
30歳代後半	41.40%	40.93%	-0.47
40歳代前半	49.61%	44.70%	-4.91
40歳代後半	50.81%	49.04%	-1.77
50歳代前半	58.99%	49.24%	-9.75
50歳代後半	61.08%	53.15%	-7.93
60歳代前半	71.27%	53.87%	-17.40
60歳代後半	74.24%	63.05%	-11.19
70歳代前半	77.81%	64.65%	-13.16
70歳代後半	68.52%	57.89%	-10.63
80歳以上	50.73%	42.74%	-7.99
計	53.01%	47.06%	-5.95
松山市全体	52.59%	46.85%	-5.74

期日前投票者数・利用施設の割合（小数点以下：四捨五入）

年 代	松山大学		商業3施設 (高島屋、フジグラン、松山三越)		その他 23施設 (各支所など)		期日前 投 票 利用者計
	人数	利用 割合	人数	利用 割合	人数	利用 割合	人数
20～22歳	211	18%	461	38%	532	44%	1,204
23～24歳	32	3%	452	49%	444	48%	928
25～29歳	34	1%	1,385	51%	1,296	48%	2,715
30歳代	79	1%	3,543	45%	4,338	54%	7,960
40歳代	93	1%	3,835	42%	5,258	57%	9,186
50歳代	66	1%	3,882	39%	5,885	60%	9,833
60歳～	137	1%	9,457	38%	15,130	61%	24,724
合 計	652	1%	23,015	41%	32,883	58%	56,550

（出典：松山市選挙管理委員会）

の設置を行うこととなった。なお、貸し出しについての審議は、その都度、常務理事会で行っている。

3 投票所を設置した選挙と設置期間、場所など

次に、今までに投票所を設けた過去5回の選挙と、その投票所設置期間、設置場所などについて述べる。

- ① 参議院議員通常選挙（2013年7月17日から19日）
- ② 松山市議会議員選挙（2014年4月23日から25日）
- ③ 愛媛県知事選挙・松山市長選挙（同時選挙）

（2014年11月12日から14日）

- ④ 衆議院議員総選挙（2014年12月10日から12日）
 - ⑤ 愛媛県議会議員選挙（2015年4月8日から10日）
- 投票所設置の期間については、毎回、投票日（日曜日）前の水曜日から金曜日の3日間としており、時間は学生の授業時間帯および事務職員の勤務時間を考慮の上、「午前10時から午後5時（初回のみ午後4時）」としている。投票所の設置場所については、初回は温山会館を使用した。2回目以降は、学生の動線を考慮し、より多くの学生が往来するキャンパスほぼ中央に位置する学生会館（部室棟の1階ロビー）へ変更した。

なお、使用料については、貸し出し施設（温山会館および学生会館）が本来、学外貸し出しを想定しておらず、施設使用規程に料金が定められていないため、冷暖房料を含む他の施設とのバランスを考慮して決定している。

また、前述のように、利用対象者は本学の学生だけではなく、松山市の有権者であれば一般市民も利用できることとしており、本学の教職員も利用している。

4 広報活動

選管が中心となり、本学学生も協力して学生への投票の呼びかけなどの広報活動を行った。主な活動としては、2014年2月に選管が本学の学生4名を「選挙コンシエルジュ（以後、コンシエルジュ）」として認定し、学生による選挙情報の発信や選挙啓発グッズの配布などの企画に取り組み、若年層の投票率向上を目指した。同年9月には本学と同じ松山市内にある愛媛大学の学生もコンシエルジュに認定され、両大学の学生が若者世代の投票率の向上のために各種の広報活動に取り組むこととなった。

また、本学法学部の授業「行政学」の中で、選管と愛媛県選挙管理委員会が「インターネットを使った選挙運動の解禁」および両選挙管理委員会が開設した「会員制

交流サイト・フェイスブック」を紹介するなど、選挙の啓発活動を行った。

その他の活動としては、学食を「選挙カフェ」と名付け、テーブルに啓発グッズや選挙公報を置くなどした。また、選挙の数日前には、選管の職員とコンシエルジュが学食前でポケットティッシュなどの啓発グッズを配布した。これらの啓発活動を通じて、選挙権を持たない学生の、選挙への関心向上にも寄与したものと考えられる。

余談であるが、2013年の参議院議員通常選挙では、全国初の大学への期日前投票所設置ということが話題を呼び、地元のマスコミをはじめ全国版のテレビニュースでも取り上げられ、全国各地で活躍する本学卒業生の間でも大いに話題となった。

5 投票の結果

① 参議院議員通常選挙（2013年7月実施）

本学での投票者数合計は652人（学生以外の松山市民を含む）。20～22歳の投票者数は211人（松山市全体では1204人）。前回（2010年）の参議院議員選挙と年代別で比較した場合、松山市全体では20歳代前半の投票率のみが2・72ポイントの増加となった（図表1）。

図表2 松山市議会議員選挙（2014年4月）年代別投票者について

年代別投票率の比較について（投票区抽出）

年 代	2010 市議会	2014 市議会	増減
20歳代前半	26.73%	27.36%	0.63
20歳代後半	30.63%	29.53%	-1.10
30歳代前半	35.43%	34.40%	-1.03
30歳代後半	39.50%	38.74%	-0.76
40歳代前半	44.16%	42.21%	-1.95
40歳代後半	47.00%	46.02%	-0.98
50歳代前半	49.54%	49.54%	0.00
50歳代後半	52.49%	52.41%	-0.08
60歳代前半	58.32%	55.97%	-2.35
60歳代後半	65.48%	62.66%	-2.82
70歳代前半	67.30%	66.51%	-0.79
70歳代後半	63.29%	63.44%	0.15
80歳以上	44.28%	43.70%	-0.58
計	47.46%	47.37%	-0.08
松山市全体	49.23%	48.66%	-0.57

期日前投票者数・利用施設の割合

（小数点以下：四捨五入）

年 代	松山大学		商業3施設 (高島屋、フジグラン、松山三越)		その他 23施設 (各支所など)		期日前 投 票 利用者計
	人数	利用 割合	人数	利用 割合	人数	利用 割合	人数
20歳代	309	6%	2,196	40%	3,002	55%	5,507
うち20歳	135	29%	132	29%	194	42%	461
うち21歳	101	20%	155	31%	245	49%	501
うち22歳	26	6%	174	37%	268	57%	468
うち23～24歳	22	2%	459	44%	570	54%	1,051
うち25～29歳	25	1%	1,276	42%	1,725	57%	3,026
30歳代	65	1%	3,126	37%	5,223	62%	8,414
40歳代	90	1%	3,436	35%	6,348	64%	9,874
50歳代	64	1%	3,371	34%	6,521	65%	9,956
60歳～	195	1%	8,278	31%	18,290	68%	26,763
合 計	723	1%	20,407	34%	39,384	65%	60,514

（出典：松山市選挙管理委員会）

他の年代は減少している。

② 松山市議会議員選挙（2014年4月実施）

本学での投票者数の合計は723人（学生以外の松山市民を含む）。①の参議院議員選挙よりも71人の増加となった。また、本学での20～22歳の投票者数は262人となり、①の参議院議員選挙よりも51人の増加となった。前回（2010年）の市議会議員選挙と年代別で比較した場合、20歳代前半の投票率が0・63ポイントの増加となった。（他の年代で増加したのは、70歳代後半の0・15ポイントのみ）（図表2）。

なお、松山市の20歳代前半の投票率の平均は約27%であったが、本学学生へのアンケートの結果によると、本学の有権者のうち64%が投票を行っている。

③ 愛媛県知事選挙・松山市長選挙（同時選挙）

（2014年11月実施）

当選挙から愛媛大学においても新たに投票所を設置することとなった。本学と愛媛大学との投票者数の合計は1262人。年代別の投票率は、前回（2010年）単独で行われた松山市長選挙と比較すると、全ての年代でマイナスとなった。

④ 衆議院議員総選挙（2014年12月実施）

本学と愛媛大学との投票者数の合計は1140人。年代別の投票率は、前回（2012年）の衆議院議員総選挙と比較すると、全ての年代でマイナスとなった。

⑤ 愛媛県議会議員選挙（2015年4月実施）

本学と愛媛大学との投票者数の合計は644人。年代別の投票率は、前回（2011年）の愛媛県議会議員選挙と比較すると、全ての年代でマイナスとなった。

（投票者数などのデータは選管が提供）

6 結果の総括

前述の選挙のうち、①および②では投票所設置による学生の投票者率の増加が明らかである。また、②の選挙後の本学学生へのアンケートでも、「大学内への期日前投票所の設置は、選挙や政治への関心を高める効果があると思いますか？」という質問に対し、「効果あり」または「どちらかといえば効果あり」と回答した学生が90%を占めている。③～⑤の選挙では、前回の選挙と比較して投票率が「全ての年代でマイナス」となっており、有権者全体の関心が低い選挙となり、投票所の設置の効果を示す明らかな数値は得られなかった。

2015年春の統一地方選挙で、大学内に投票所を設

けたのは全国で12大学と見られるが、東京都の大学における設置は確認できていない。都心部の大学では、住民票が大学の所在地と異なる学生が多いこともあり、投票所を設置する効果は限定的ではないかと思われる。

7 課題

(1) 大学の負担

本学の場合は、選挙の広報活動から投票所の設営・運営まで、選管の担当者が中心となつて行ったため、大学としての直接的負担は軽微であったが、選管との頻繁なやり取りには大いに時間を要した。

(2) 駐車場

学内の駐車場はスペースが限られているため、自家用車での来場はできないこととした。これを周知するため、選管がチラシを作成し、期日前選挙の案内とともに周辺住民に配布したため、特に混乱はなかった。

なお、自転車およびバイクによる市民の来場者に対しては、専用の駐輪場を確保し、本学守衛および選管から警備員1名を正門に配置して誘導を行った。

おわりに

2015年6月の公職選挙法改正により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた。このことは、在学生全員が有権者となることを意味する。これを契機に、今後、期日前投票所を設置する大学がさらに増加することが予想される。各大学が種々の啓発活動を行うことにより、若年層の投票環境が向上し、学生が政治や選挙に関心を持ち、低迷する若者の投票率を上げることに繋がることを期待するものである。

また、本学では本年7月に実施が予定されている参議院議員通常選挙においても投票所を設置するが、先の公職選挙法の改正は、新たに高校生の一部にも有権者を誕生させた。今回の参議院議員選挙においては、本学に隣接する愛媛県立松山北高等学校（以後、北高）の生徒を対象とする「松山大学で投票しようキャンペーン」なる企画も選管と共に準備を進めている。これは、学業や部活などで選挙期日に投票に行けない北高の有権者を募り、本学の投票所に皆で出向いてもらい、投票をするという企画である。北高の生徒に対しては前述のコンシエールジュが投票方法などを説明し、投票所まで案内する予定である。



選挙における大学と市の連携

梅村 浩明

● 豊田市選挙管理委員会事務局書記長

はじめに

豊田市は愛知県のほぼ中央に位置し、愛知県全体の17.8%を占める広大な面積を持つまちである。全国有数の製造品出荷額を誇る「クルマのまち」として知られ、世界をリードするものづくりの中核都市の顔を持つ一方、市域のおよそ7



豊田市の空撮

割を占める豊かな森林、市域を貫く矢作川、季節の野菜や果物が実る田園が広がる、恵み多き緑のまちとしての顔も併せ持っている。

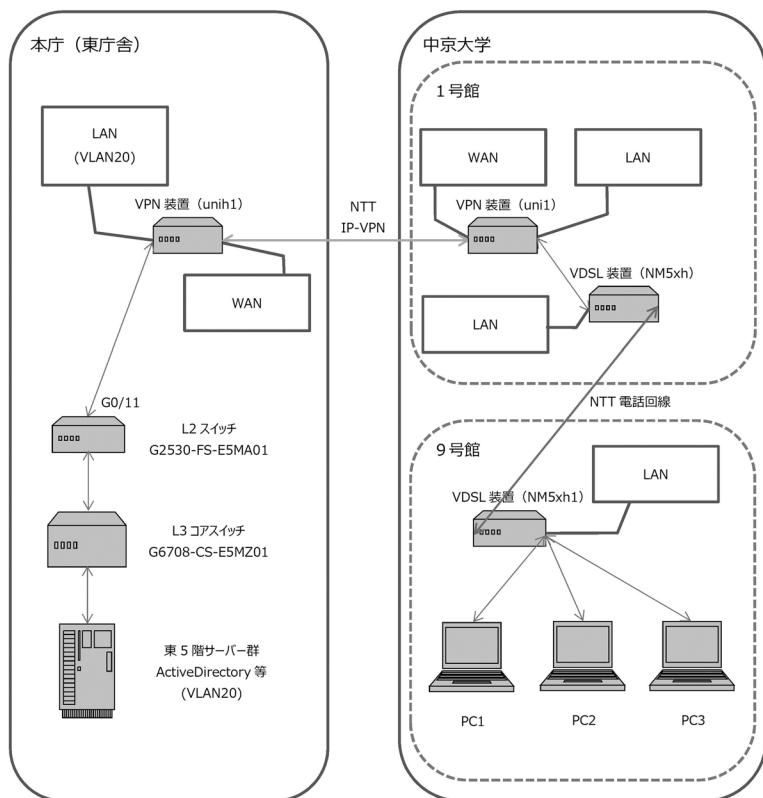
市制施行から約60年。それぞれの地域の持つ特性を生かし、多様なライフスタイルを選択できる満足度の高い都市として、さらなる成長を目指している。

1 大学などの包括連携協定

以前から、豊田市と大学・高専など高等教育機関との連携はさまざまな分野で行われていた。市としては、大学などの知的人的資源と連携を図る取り組みが、今後の都市経営においても大きな力になると考え、また大学などにとっても、教育・研究に加えて地域との連携の意義は増すものと考えていた。こうした背景のもと、包括連

【概要】

- ・本庁マシナールーム内 L2 スイッチ G2530-FS-E5MA01 に VPN 装置 (AlliedTelesis AT-AR3050S) を接続。
- ・中京大学に VPN 装置 (本庁側と同型) を設置し、本庁側の VPN 装置と接続。
- ・中京大学校舎間は、VDSL 装置により電話回線で接続。



回線接続体系図

携協定の締結によって、大学等と市の間で相互の資源を活用した連携の強化を図り、地域社会の発展、人材育成をいっそう推進しようというものである。

中京大学を初め、六つの大学等との協定の締結を機に、行政課題に対する大学等の参画による地域振興、人材育成の実現、社会貢献活動の拡充、教育貢献など、大学等と市の双方にとって有益で継続性のある連携を進めている。

2 期日前投票所設置の経緯

2015年6月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられたのを機に、豊田市選挙管理委員会と中京大学の双方で「若

年者層に政治への関心を高めてもらうことが重要である」との見解が一致し、大学構内に期日前投票所を設置することとなった。

18歳以上の選挙権は、2016年6月19日以降に公示または告示される選挙であり、夏の参議院議員通常選挙からと想定し、準備を進めることとした。

しかし、参議院議員通常選挙は、通常国会の会期により選挙期日が流動的である。また、衆参同時選挙の可能性もあることから、初めての期日前投票所設置は、リスクが大きいと判断した。

そこで、選挙権年齢が引き下げられる以前の選挙ではあるが、2016年2月7日に執行される豊田市長選挙での実施となった。選挙期日は2015年10月上旬には決定していたので、肅々と準備を進めていった。



期日前投票所の外観(右)と入り口(下)

3 期日前投票所の準備

期日前投票所を設置する場合は、二重投票を防止するための対策を講ずることとなっており、一般的にはセキュリティの高い通信回線を利用したオンラインシステムを用いる。



設置済みの期日前投票会場12カ所は全て公共施設であるため、専用線を用いたLANによるネットワークが利用できる。しかし、大学まで専用線を敷設すると費用と期間を要するため、仮想専用ネットワークを採用することにした。

4 期日前投票所開設

2016年2月4日(木)・5日(金)の2日間、午前10時から午後5時まで、期日前投票所を中京大学豊田キャンパス9号館2階大会議室に開設した。投票管理者および投票立会人は、全て学生にお願いした。

投票者数は、2月で講義



期日前投票の様子

がない時期であったため、2日間で128人であった。部活動やサークル活動で学内に学生もいたが、住民票を移していないため、投票資格がない学生がほとんどであった。

5 参議院議員通常選挙での実施に向けて

本年7月の参議院議員通常選挙では、中京大学に加え、他の大学にも期日前投票所を設置する。選挙権年齢の引き下げが実施されることでもあり、学生に対して、投票環境のいっそうの向上を目指すこととした。期間も1日増やして7月6日(水)～8日(金)の3日間として、市内の大学、高专、高校などにポスターやリーフレットなどを積極的に配布し、18歳選挙権の啓発に努めた。

また、前回の市長選挙では住民票を移していないため、豊田市において投票資格のない学生が多かったことから、住民票のある市区町村の選挙管理委員会に投票用紙一式を請求できる不在者投票制度を積極的にPRし、大学の投票所で、ぜひ一票を投じてもらうよう周知を図った。また、新有権者宛てに、啓発動画や選挙関係のホームページにリンクする二次元コードを載せた啓発ハガキを郵送することとした。

